

建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p style="text-align: right;">令和4年5月26日告示第313号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程について次のとおり指定する。</p> <p>建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p>1 中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造</p> <p>中間検査を行う建築物は、次の表の（い）欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分（新築、増築又は改築に係る部分（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）に限る。）が同表（ろ）欄の当該各項に掲げる規模で、同表（は）欄の当該各項に掲げる構造の建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は、中間検査を行わない。</p> <p>（1） <u>法第18条第3項又は第4項</u>の規定による確認済証の交付を受けた建築物</p>	<p>○建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p style="text-align: right;">令和4年5月26日告示第313号</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程について次のとおり指定する。</p> <p>建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p>1 中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造</p> <p>中間検査を行う建築物は、次の表の（い）欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分（新築、増築又は改築に係る部分（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）に限る。）が同表（ろ）欄の当該各項に掲げる規模で、同表（は）欄の当該各項に掲げる構造の建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は、中間検査を行わない。</p> <p>（1） <u>法第18条第3項</u>の規定による確認済証の交付を受けた建築物</p>